

## 市第19号議案

### 公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定

公共下水道の管理かしによる事故について、次のように損害賠償の額を定める。

令和 2 年 6 月 23 日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 損害賠償の額 4,966,160 円
- 2 被 害 者 中区長者町 6 丁目 88 番地の 1  
グラン・アルベール横濱・関内管理組合
- 3 事故の概要 令和元年 10 月 12 日 中区長者町において公共下水道本管の詰まりにより被害者のマンションの 1 階で排水が逆流し、これに伴う浸水により、被害者の機械式駐車場の一部を汚損した。

### 提 案 理 由

公共下水道の管理かしによる事故に係る被害者グラン・アルベール横濱・関内管理組合に対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

**参 考**

**事件の概要**

1 発生日時

令和元年10月12日午後4時00分頃

2 発生場所

中区長者町6丁目88番地の1

3 事故の状況

被害者のマンションの1階において公共下水道の排水が逆流し、被害者の機械式駐車場の地下部分が浸水した結果、当該機械式駐車場に損害を与えた。

4 事故の原因

公共下水道本管に大量の脂が詰まったことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種 別	金 額
駐 車 場 復 旧 工 事 費	4,951,760 円
諸 経 費	14,400 円
計	4,966,160 円

**地方自治法（抜粋）**

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第12号まで省略）

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

（第14号、第15号及び第2項省略）

**地方公営企業法（抜粋）**

（地方自治法の適用除外）

第 40 条 （第 1 項省略）

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号、第 12 号及び第 13 号の規定は、適用しない。

**横浜市下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）**

（議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等）

第 5 条 下水道事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

（第 1 号省略）

- (2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定

（ア省略）

イ 交通事故以外によるもの 3,000,000 円

（第 3 号省略）

